

宮城県環境影響評価マニュアル
(準備書・評価書)

改訂版

2008(平成20)年3月

宮 城 県

改訂に当たって

本県では平成 11 年 3 月に、環境影響評価条例（平成 10 年宮城県条例第 9 号）第四条第 1 項の規定に基づき定められた環境影響評価技術指針（平成 11 年宮城県告示第 119 号）の内容をより具体的に示すマニュアルとして、宮城県環境影響評価マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、環境影響評価の技術的精度の確保を図っている。

マニュアルは、技術の進展等を踏まえて随時見直しを行い、これまでに以下の改訂版を作成してきた。

- ・ 『宮城県環境影響評価マニュアル（動物・植物・生態系）改訂版』（平成 14 年 3 月）
- ・ 『宮城県環境影響評価マニュアル（公害質）改訂版』（平成 15 年 3 月）
- ・ 『宮城県環境影響評価マニュアル（事後調査）改訂版』（平成 16 年 3 月）
- ・ 『宮城県環境影響評価マニュアル（人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野）改訂版』（平成 17 年 3 月）
- ・ 『宮城県環境影響評価マニュアル（環境保全措置）改訂版』（平成 18 年 3 月）
- ・ 『宮城県環境影響評価マニュアル（方法書）改訂版』（平成 19 年 3 月）

平成 19 年度は、環境影響評価準備書及び環境影響評価書（以下それぞれ「準備書」、「評価書」という。）に関する事項について改訂を行った。

準備書とは、方法書の手続を経て、調査、予測及び評価を行った結果並びに環境保全措置及び事後調査計画等の案について示し、環境影響評価手続の最終成果物である評価書として作成する前に、環境の保全の見地からの意見を関係者から聴くための準備として作成する図書である。そのため準備書は、評価書が作成される直前における、事業者と関係者との間でのコミュニケーションを図るための重要な図書であり、よりわかりやすさが求められるものであることから、今回、準備書と、準備書に対する関係者の意見を反映して作成される評価書に関する事項をとりまとめ、マニュアルとして作成することとした。

今回の改訂に当たっては、環境影響評価条例の規定内容や、平成 19 年 4 月 2 日改正の同条例施行規則及び環境影響評価技術指針の規定内容を解説しながら、準備書及び評価書に係る手続、記載事項・内容について説明を行うとともに、具体的な作成事例を示し、準備書及び評価書を作成する際の手引きとして活用されるように努めた。

なお、これまでのマニュアルにおいて、準備書、評価書に関する事項は、本マニュアルを適用するものとする。

本マニュアルが関係者によって有効に活用され、より良い環境影響評価の実現に役立つことを期待します。

本マニュアル改訂に当たっては、以下の文献・資料を参考とした。

- (1) 『逐条解説 環境影響評価法』（環境庁環境影響評価制度推進室監修、ぎょうせい、平成 11 年）
- (2) 『宮城県環境影響評価条例 逐条解説』（宮城県環境生活部、平成 12 年 3 月）
- (3) 『実践ガイド 環境アセスメント』（環境アセスメント研究会編集、ぎょうせい、平成 19 年 7 月）

目 次

1. 準備書・評価書の手続	1
2. 準備書・評価書の記載事項	4
3. 準備書・評価書の記載内容	12
第1章 事業者の氏名及び住所	13
第2章 事業計画の概要	13
2.1 事業の目的	13
2.2 事業特性（事業の内容）	13
第3章 地域特性（事業実施区域及びその周囲の概況）	13
第4章 方法書に対する意見と事業者の見解	13
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	14
第1節 環境影響評価の項目	14
第2節 調査、予測及び評価の手法	14
第6章 環境影響評価の結果	15
第7章 事後調査計画	18
第8章 環境影響の総合評価	18
第9章 準備書に対する意見と事業者の見解【評価書の場合のみ】	19
第10章 準備書の修正内容【評価書の場合のみ】	19
第11章 受託者の氏名及び住所【準備書の場合は第9章】	19

【巻末資料1】 準備書の作成事例

【巻末資料2】 準備書（要約書）の作成事例

【巻末資料3】 評価書の作成事例

1. 準備書・評価書の手続

環境影響評価における「準備書」及び「評価書」の位置づけは以下のとおりである。

【準備書】

準備書は、事業者が方法書に対する意見を勘案・配慮して環境影響評価の項目等を選定し、環境影響評価を実施した結果について、環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として作成する図書である。

準備書段階においても、地域の環境情報を補完する観点から、県・市町村等の関係機関や住民等（第二種事業を除く）が意見を述べることとされている。

準備書について、環境影響評価条例（以下「条例」という。）では、第一種事業準備書の作成等として第十三条～第二十条（第二種事業では第三十条～第三十二条）に基づき、事業者に対して準備書の作成、公告・縦覧（第二種事業は除く）、説明会の開催（第二種事業は除く）等に関する手続が定められている。

すなわち表-1.1 に示すとおり、準備書段階では、環境影響評価及び環境保全措置の検討等を実施し、その結果に基づいて準備書の作成を行い、準備書の手続を行うこととなる。

準備書を作成するに当たり、地域の環境情報は多種多様であり、事業者が環境影響評価によって入手できる情報には限界がある。また景観・身近な自然に対する評価など、評価に当たって地域住民による主観に依存するものも存在する。さらに、環境の保全のための措置が講じられた場合の環境影響評価を実施するに当たり、地域の環境行政が設定している環境保全目標等との整合を図ることも重要である。

第二種事業を除く準備書段階においては、記載事項の周知の方法として公告・縦覧を基本としているが、準備書が各種の調査等を経て事業及びその環境について自らの考え方を取りまとめた文書であり、内容も詳細かつ大部にわたるものであることから、周知を図るため説明会の開催が義務づけられている。また、準備書に対して住民等からの意見書の提出があった場合において、知事意見を形成するに当たり、住民等からの意見と当該意見に対する事業者の見解を判断し、直接住民等の意見を聴くため、知事が必要に応じ公聴会を開催することがある。

なお、住民等への周知に当たり、必ずしも専門的知識を有しない住民等にも内容をわかりやすく周知することが必要であることから、準備書の内容を要約した書類として、要約書を作成することが義務づけられている（条例第十四条）。具体的にどのような内容とするかは、準備書の内容をわかりやすく周知するという趣旨を踏まえて、事業者の責任により適切に判断する。

【評価書】

評価書は、外部手続により地域の環境情報を補完しつつ、事業者自らが環境影響評価を実施した結果をとりまとめる図書であり、環境影響評価手続の最終成果物に位置

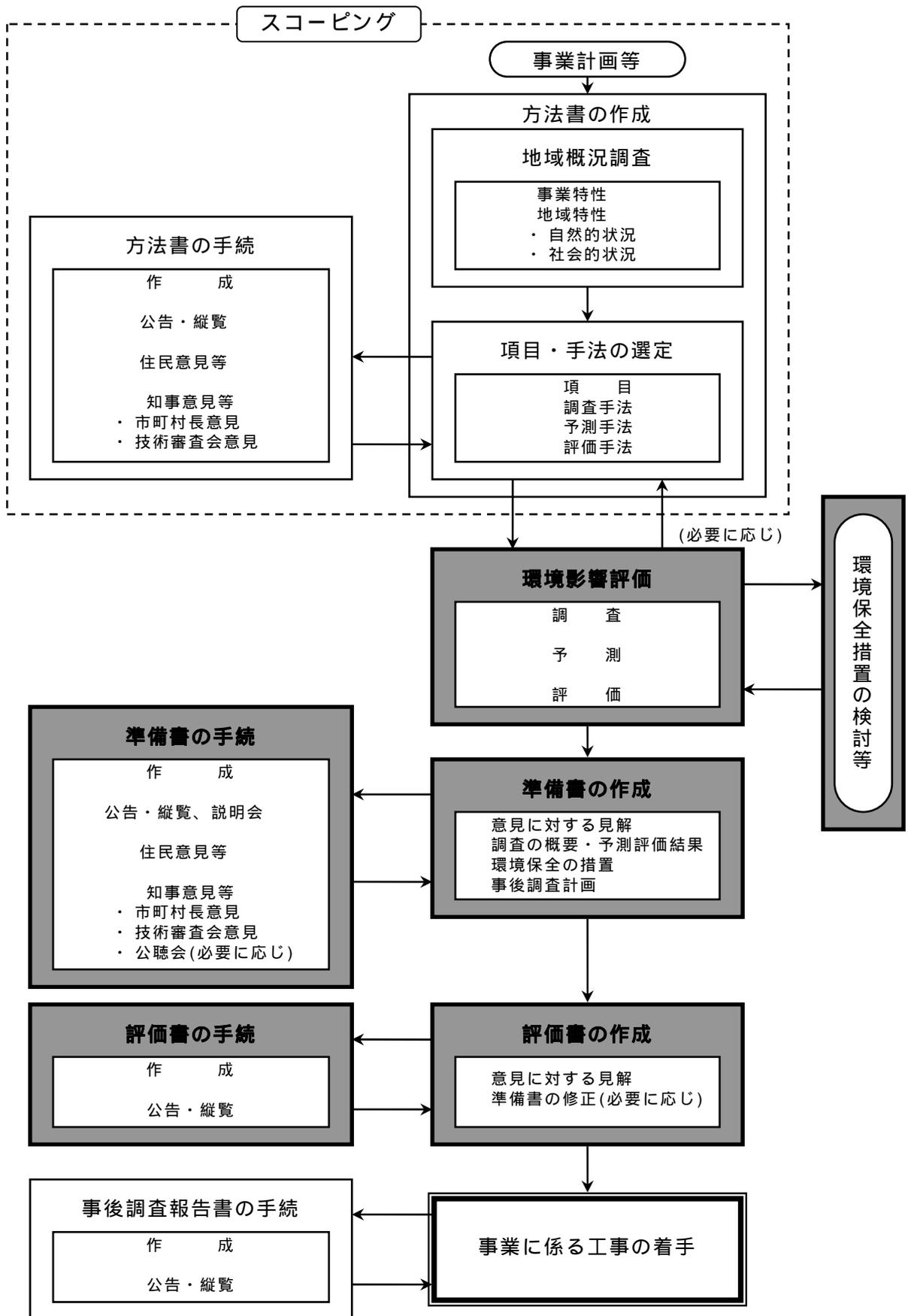
づけられる。

評価書について、環境影響評価条例（以下「条例」という。）では、第一種事業評価書の作成等として第二十一条～第二十三条（第二種事業では第三十三条～第三十五条）に基づき、事業者に対して評価書の作成、公告・縦覧等に関する手続が定められている。

評価書段階では、準備書に対する知事意見等を勘案して準備書の記載事項に検討を加え、必要に応じて準備書を修正して評価書の作成を行い、公告・縦覧等の評価書の手続を行うこととなる（表-1.1）。

評価書については、環境影響評価の最終的な結果として、当該事業に係る免許等を行う者に対して環境の保全についての配慮を要請するとともに、事業の実施の際の環境の保全上の配慮の用に供されることが、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保する上で必要である。

評価書の記載事項に対しても、これまで手続に関与してきた人々に周知される必要があるため、方法書や準備書同様、公告・縦覧する。また、準備書と同様に、評価書についても要約書を作成することが義務づけられている（条例第二十二条）。



印は第一種事業での手続を示す。

表-1.1 環境影響評価手続のフロー図

2. 準備書・評価書の記載事項

「準備書」及び「評価書」の記載事項については、以下のとおりである。

【準備書】

準備書の記載事項については、条例第十三条及び同条例施行規則(以下「規則」という。)第十四条に以下のとおり規定している(アンダーラインは改正箇所。以下同じ。)

〔条例 第十三条 第一種事業準備書の作成〕

* 対象事業が第二種事業の場合は第三十条

第十三条 事業者は、前条の規定により第一種事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地から意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「第一種事業準備書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 第八条第一項の意見の概要
- 三 第十条第一項の知事の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
- ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - 二 第一種事業に係る環境影響の総合的な評価
- 七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

〔施行規則 第十四条 第一種事業準備書の作成〕

* 対象事業が第二種事業の場合は第四十五条

第十四条 第一種事業準備書には、条例第十三条第一号から第七号までに掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一種事業に係る工作物及び土地の利用に関する事項
- 二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- 三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項
- 四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に

関する事項

- 五 供用開始後の状態に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、第一種事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 条例第十三条第四号の事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに記載するものとする。
- 3 条例第十三条第五号に掲げる事項は、技術指針の定めるところにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由を記載するものとする。
- 4 条例第十三条第六号ロに掲げる事項には、技術指針の定めるところにより選定した環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を記載するものとする。この場合において、環境保全措置の検討の経過、検証の結果等について、できる限り明らかにするものとする。
- 5 条例第十三条第六号ハに掲げる事項には、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合における工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を技術指針の定めるところにより検討した結果を記載するものとする。
 - 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき。
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき。
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするとき。
 - 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められるとき。
- 6 条例第十三条第六号ニに掲げる事項の記載に当たっては、他の選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。
- 7 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第一種事業準備書を作成した場合にあっては、当該第一種事業準備書において、その旨を明らかにしなければならない。

【解説】

事業者は、当該事業の方法書についての知事の意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮して、方法書に記載した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加え、技術指針の定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し（条例第十一条）、その選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、当該事業に係る環境影響評価を行わなければならない（条例第十二条）。

準備書は、この選定した項目及び手法に基づいて環境影響評価を実施した結果をまとめる文書であり、その結果について、県・市町村等の関係機関や住民等から、環境の保

全の見地からの意見を聴くことを目的として作成する。「準備書」とされるのは、これを用いて関係機関等からの意見を踏まえて最終的な評価書を作成するからである。

本条は、この環境影響評価を実施した結果として、準備書に記載する事項を規定している。準備書には、条例第十三条第一号から第七号までに掲げる事項に加え、「事業計画の概要」として、事業に係る工作物及び土地の利用に関する事項、工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項、切土、盛土その他の造成に関する事項、土石の捨場又は採取場に関する事項、その他事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化する事項を記載する（規則第十四条第1項）。

なお、条例第五十七条第1項（手続の併合等）では、1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときに、準備書を併せて作成できる旨を規定しているが、このとき事業者が複数の場合は連名で準備書を作成するなど、併せて作成された準備書である旨明らかにする（規則第十四条第7項）。また、対象事業種が異なるケースと対象事業が同一のケースがあるが、対象事業種が異なる場合は、2つの準備書を合本して1つの準備書として取り扱うことも可能である。

以下に、準備書の記載事項に関する留意点について、条例第十三条の各号ごとに規則第十四条の規定に基づき解説を加える。

〔条例第十三条第一号〕

方法書の記載事項である、事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）（条例第五条第一号）、当該事業の目的及び内容（同条第二号）及び当該事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況（同条第三号）を記載することを規定している。

ただし、当該事業の目的及び内容についての準備書における具体的な記載については、方法書の記載と全く同じになるのではなく、調査、予測及び評価の過程で行われた環境の保全に関する措置の検討を適切に反映しつつ、準備書の段階での事業内容を記載する。

〔条例第十三条第二号〕

ここでは、当該事業の方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者から出された意見（住民等意見）（条例第八条第1項）の概要を記載することを規定している。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

〔条例第十三条第三号〕

ここでは、当該事業の方法書について環境の保全の見地からの知事が述べた意見（知事意見）（条例第十条第1項）を記載することを規定している。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

〔条例第十三条第四号〕

ここでは、上記の住民等意見（条例第十三条第二号）及び知事意見（同条第三号）についての事業者の見解を記載することを規定している。

記載に当たっては、それぞれの意見について、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を記載する（規則第十四条第2項）。住民等の意見については、意見の概要に対応する形で見解を記載する。

〔条例第十三条第五号〕

ここでは、方法書に対する知事意見を勘案し、住民等意見に配慮して、方法書に記載した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加え、技術指針の定めるところにより選定した、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（条例第十一条）の結果を記載することを規定している。

記載に当たっては、選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法とともに、知事意見や住民等意見をどのように考慮して方法書から修正を行ったかを含め、それらの選定理由を記載する（規則第十四条第3項）。

〔条例第十三条第六号〕

ここでは、下記の事項に係る環境影響評価の結果について記載することを規定している。

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

調査の結果については概要を示すこととなる。また、調査の結果の概要、予測の結果、評価の結果については、環境影響評価の項目ごとにひと続きに記載する。例えば、窒素酸化物についての調査の結果の概要、予測の結果、評価の結果が引き続いて記載されるというイメージとなる。

なお、情報、手法等の限界や環境の条件の変化等に起因して、予測等の結果には多かれ少なかれ不確実性が伴うものである。この不確実性の内容及び程度を明らかにすることは、予測結果の正しい理解、影響の重大性や評価後の調査の必要性の判断等、適切な評価の促進に資するものである。また、制度の信頼性確保の観点からも重要な事項であるため、環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目についても記載する。

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

「環境の保全のための措置」（環境保全措置）とは、事業位置の変更、基本的構造の変更から、工期の変更、運用条件の変更まで含んだ幅広い概念である。事業位置の変更、基本的構造の変更など、「対象事業の目的及び内容」に記載されるべき事業内容を変更する環境保全措置が講じられた場合には、この項に記載するとともに、「対象事業の目的及び内容」にも反映させる。また、「当該措置を講ずることとするに至った検討の状況」とは、複数案の比較検討や実行可能なより良い技術を導入したものであるか否かの検討の結果であり、これらについても記載する。

なお、記載に当たっては、技術指針の定めるところにより選定した環境保全措置とともに、環境保全措置の検討の経過、検証の結果等についてできる限り明らかにする（規則第十四条第4項）。

八 口に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

環境保全措置には、予測結果等に伴う不確実性の内容や程度に応じて、工事中や供用後の環境の状態や環境への負荷の状況、環境保全対策の効果を調査し、その結果に応じて必要な対策を講ずることが含まれる。このように、将来の一定の状況の発生等を条件として一定の環境保全措置を講ずることとする場合には、当該保全措置を「口 環境の保全のための措置」として記載するとともに、その発動条件が成就するかどうか状況を把握するための措置（事後調査）についても、その項目、手法、期間等を記載する。

事後調査は、調査、予測及び評価の不確実性を補うため等を目的に行われるものであり、その結果により環境保全措置の追加や修正等が行われるものとして位置付けられる。

事後調査を行う条件としては、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じるとき、その効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じるときに加え、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするとき、代償措置を講じるとき、が該当することとなった（規則第十四条第5項）。

なお、代償措置についてはそれを講ずる場合のすべてにおいて事後調査を行うこととするのではなく、効果の不確実性や関連する知見の充実の程度を勘案した上で、環境影響の重大性を考慮した事後調査の必要性を検討する。

その他の留意点として、動植物において、重要な鳥類等の飛来が営巣期に頻繁に確認されている場合には、現地調査でその繁殖が確認されなかったとしても、必要に応じて、繁殖を確認するためのモニタリングを行う体制を整えとともに、繁殖が確認された場合の対応についても内容が明らかになるように記載する。

二 第一種事業に係る環境影響の総合的な評価

「総合的な評価」の記載に当たっては、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように整理して記載する（規則第十四条第6項）。

これにより、項目ごとに結果を取りまとめるだけでは、事業の実施による全体としての環境影響が把握し難いことに対し、総合的な評価を記載することにより、全体としての適切な環境保全措置につなげることができる。また、全体としての環境影響を整理することにより、住民等の理解も進み、より有益な環境情報が得られるという意義もある。

〔条例第十三条第七号〕

ここでは、環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合において、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地)を記載することを規定している。

事業者は、コンサルタント会社等に環境影響評価の実施や準備書の作成を委託することが通例である。その場合において委託を受けたコンサルタント会社等の名称等を準備書に記載することにより、コンサルタント会社等の調査技術の向上、環境影響評価の質の確保を図ることができる。ただし、委託先の選択を含め、準備書の内容に関する最終的な責任は事業者にある。

【評価書】

評価書の記載事項については、条例第二十一条及び規則第三十五条に以下のとおり規定している。

〔条例 第二十一条 第一種事業評価書の作成〕

* 対象事業が第二種事業の場合は第三十三条

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときにはこれを勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して第一種事業準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「第一種事業評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第十三条各号に掲げる事項
- 二 第十七条第一項の意見の概要
- 三 第十九条第二項の意見の概要
- 四 前条第一項の知事の意見
- 五 前三号の意見についての事業者の見解

〔施行規則 第三十五条 第一種事業評価書の作成〕

* 対象事業が第二種事業の場合は第四十九条

第三十五条 事業者は、第一種事業評価書を作成する場合において、第一種事業準備書に記載されている事項を修正したときは、当該第一種事業準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

- 2 第十四条第二項の規定は、条例第二十一条第五号に掲げる事項について準用する。
- 3 第十四条第三項から第七項までの規定は、第一種事業評価書の作成について準用する。この場合において、同条第七項中「第一種事業準備書」となるのは、「第一種事業評価書」と読み替えるものとする。

【解説】

事業者は、準備書の記載事項に係る知事意見(条例第二十条第一項)を勘案するとともに、住民等意見(条例第十七条第一項)に配慮して、準備書の記載事項について検討を加え、必要に応じ修正し、環境影響評価手続の最終成果物として、評価書を作成しなければならない。

ここでの準備書の記載事項についての検討とは、追加調査、予測評価の手法等の変更、環境保全措置の変更、事後調査計画の変更、事業計画の変更などのことをいい、知事及び住民等の意見のほか、事業者自らが気づいた事項があれば、これも参考にして検討を行う。

評価書においては、条例第二十一条の各号のとおり、これらの検討が加えられた後の内容のほか、知事意見、住民等意見の概要及び公聴会の意見の概要並びにそれらに対する事業者の見解について、規則第三十五条に示す記載要領にしたがって記載する。

なお、準備書と同様に、条例第五十七条第1項（手続の併合等）では、1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときに、評価書を併せて作成できる旨を規定しているが、このとき事業者が複数の場合は連名で評価書を作成するなど、併せて作成された評価書である旨明らかにする（規則第三十五条により規則第十四条第7項を準用）。また、準備書と同様に、対象事業種が異なるケースと対象事業が同一のケースがあるが、対象事業種が異なる場合は、2つの評価書を合本して1つの評価書として取り扱うことも可能である。

以下に評価書の記載事項に関する留意点について、条例第二十一条の各号ごとに規則第三十五条の規定に基づき解説を加える。

〔条例第二十一条第一号〕

ここでは、準備書での記載事項（第十三条各号）（4ページ参照）を記載することを規定している。

ただし、ここでの準備書での記載事項については、知事及び住民等の意見を受け、準備書の記載事項に検討を加えられた後の結果の内容を記載するとともに、評価書の作成に当たって準備書に記載されている事項を修正したときには、当該準備書の記載事項との相違を明らかにするように記載する（規則第三十五条第1項）。

なお、評価書に記載する、準備書での記載事項に係る留意点については、規則第十四条第3項から第7項までの規定を準用する（規則第三十五条第3項。5ページ参照）。

〔条例第二十一条第二号〕

ここでは、当該事業の準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者から出された意見（住民等意見）（条例第十七条第1項）の概要を記載することを規定している。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

〔条例第二十一条第三号〕

ここでは、知事が必要あるとき開催する公聴会（第十九条第2項）における、住民等からの意見の概要を記載することを規定している。

〔条例第二十一条第四号〕

ここでは、当該事業の準備書について環境の保全の見地からの意見（知事意見）（条例第二十条第1項）を記載することを規定している。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

〔条例第二十一条第五号〕

ここでは、上記の住民等意見（条例第二十一条第二号）、公聴会での住民等からの意見（同条第二号）及び知事意見（同条第四号）についての、事業者の見解を記載することを規定している。

記載に際しては、規則第十四条第2項の規定（5 ページ参照）を準用し（規則第三十五条第2項）、それぞれの意見について、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を記載する。住民等の意見については、意見の概要に対応する形で見解を記述する。

3. 準備書・評価書の記載内容

準備書・評価書の作成に当たっての構成例を以下に示すとともに、作成上の留意点等について解説を加える。また、この構成例は事業特性及び地域特性を考慮し、修正するものとする。

環境影響評価準備書・評価書の構成（例）

第1章 事業者の氏名及び住所	(1) 水質
第2章 事業計画の概要	(2) 底質
1. 事業の目的	：
2. 事業特性（事業の内容）	3. 土壌に係る環境その他の環境
第3章 地域特性（事業実施区域及びその周囲の概況）	(1) 地形及び地質
第1節 地域の自然的環境の状況	(2) 地盤
1. 大気に係る環境の状況	：
2. 水に係る環境の状況	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
3. 土壌及び地盤の状況	1. 動物
4. 地形及び地質の状況	調査
5. 動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	予測
6. 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況	環境保全措置
第2節 地域の社会的環境の状況	評価
1. 人口及び産業の状況	2. 植物
2. 土地利用の状況	3. 生態系
3. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	人と自然との豊かな触れ合い
4. 交通の状況	1. 景観
5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	調査
6. 下水道等の整備の状況	予測
7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	環境保全措置
8. その他の事項	評価
第4章 方法書に対する意見と事業者の見解	2. 温室効果ガス等
1. 方法書に対する住民等意見の概要	第7章 事後調査計画
2. 方法書に対する知事意見	1. 事後調査の項目
3. 方法書に対する住民等意見及び知事意見についての事業者の見解	2. 事後調査の手法等
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第8章 環境影響の総合評価
第1節 環境影響評価の項目	第9章 準備書に対する意見と事業者の見解【評価書の場合のみ】
第2節 調査、予測及び評価の手法	1. 準備書に対する住民等意見の概要
第6章 環境影響評価の結果	2. 準備書に対する知事意見
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	3. 準備書に対する住民等意見及び知事意見についての事業者の見解
1. 大気環境	第10章 準備書の修正内容【評価書の場合のみ】
(1) 大気質	第11章 委託者の氏名及び住所【準備書の場合 は第9章となる】
調査	
予測	
環境保全措置	
評価	
(2) 騒音	
：	
2. 水環境	

< 資料編 >

以下に、構成例の各章ごとに解説する。

なお、第1章から第3章並びに第4章の項目及び手法の部分については、方法書での記載内容に基づき記載することとし（詳細については、宮城県環境影響評価マニュアル（方法書）改訂版（平成19年3月）（以下、「方法書マニュアル」という。）を参照）方法書段階から変更等があれば、その経緯を含めて明示する。

第1章 事業者の氏名及び住所

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、方法書でも記載していた事業者の氏名及び住所（条例第十三条第一号（第一種事業について。第二種事業については条例第三十条第一号（以下同様））を記載する（詳細については、方法書マニュアル6～7ページを参照）。

第2章 事業計画の概要

2.1 事業の目的

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、方法書でも記載していた事業の目的（条例第十三条第一号（条例第三十条第一号））について記載する（詳細については、方法書マニュアル7ページを参照）。

2.2 事業特性（事業の内容）

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、方法書でも記載していた事業の内容（条例第十三条第一号（条例第三十条第一号））について、規則第十四条第1項（規則第四十五条第1項）に掲げる事項（4～5ページを参照）を含めて、技術指針第三条（事業特性及び地域特性の把握）に基づき把握した内容について記述する（技術指針第三条の解説については、方法書マニュアル7～10ページを参照）。

なお、方法書段階で決定していなかった内容、知事意見等を勘案して変更した内容等についても、それらの検討経緯も含めて記載する。

第3章 地域特性（事業実施区域及びその周囲の概況）

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、方法書でも記載していた事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況（地域特性）（条例第十三条第一号（条例第三十条第一号））について、技術指針第三条（事業特性及び地域特性の把握）に基づき把握した内容を記載する（技術指針第三条の解説については、方法書マニュアル10～17ページを参照）。

なお、方法書で参照していた文献等について最新版が発行等されていれば、その内容に基づいたデータ等を記載し、また知事意見等を勘案して変更する内容があれば、その検討経緯と併せて記載する。

第4章 方法書に対する意見と事業者の見解

(1) 方法書に対する住民等意見の概要【第一種事業のみ】

「 2 . 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、住民等の環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要（条例第十三条第二号）を記載する。

記載に際しては、提出された住民意見の概要について、選定項目ごとに整理してとりまとめる。その際、内容が類似する意見については同一と見なし、集約する。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

(2) 方法書に対する知事意見

「 2 . 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、知事意見（条例第十三条第三号（条例第三十条第二号））を記載する。

記載に際しては、述べられた知事意見の概要について、選定項目ごとに整理する。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

(3) 方法書に対する住民意見及び知事意見についての事業者の見解【第二種事業については「方法書に対する知事意見についての事業者の見解」】

「 2 . 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、上記（ 1 ）及び（ 2 ）の意見に対する事業者の見解（条例第十三条第四号（条例第三十条第三号））を記載する。

記載に際しては、それぞれの意見について、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を記載する（規則第十四条第 2 項）。住民等の意見については、意見の概要に対応する形で見解を記載する。

第 5 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第 1 節 環境影響評価の項目

「 2 . 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、環境影響評価の項目（条例第十三条第五号（条例第三十条第四号））について、技術指針第四条（環境影響評価の項目の選定）に基づき選定した結果を、規則第十四条第 3 項（規則第四十五条第 3 項）に規定する選定した理由（ 4～5 ページを参照）と併せて記載する（技術指針第四条の解説については、方法書マニュアル 17～26 ページを参照）。

なお、方法書段階以降、知事意見等を勘案する場合や、新たな事情が生じた際において項目を見直す場合は、見直すこととなった経緯と併せて記載する。

第 2 節 調査、予測及び評価の手法

「 2 . 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、調査、予測及び評価の手法（条例第十三条第五号（条例第三十条第四号））について、技術指針第五条（調査、予測及び評価の手法）から第十条（手法選定に当たっての留意事項）に基づき選定した結果を、規則第十四条第 3 項（規則第四十五条第 3 項）に規定する選定した理由（ 4～5 ページを参照）と併せて記載する（技術指針第五条から第十条の解説については、方法書マニュアル 27～52 ページを参照）。

なお、方法書段階以降、知事意見等を勘案する場合や、方法書の手続等を通して得られた各種の環境情報及びより具体化した事業内容等、新たな事情が生じた際におい

て手法を見直す場合は、見直すこととなった経緯と併せて記載する。

第6章 環境影響評価の結果

第5章第1節に示した手法とともに、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果と環境保全措置の検討結果（条例第十三条第六号（条例第三十条第五号））を記載する。

なお、環境保全措置については、規則第十四条第4項（規則第四十五条第3項）に規定する検討の経過、検証の結果等と併せて記載する（4～5ページを参照）。また、方法書段階以降、知事意見等を勘案して変更等した場合や、新たな事情が生じた際において見直しを行った場合は、それらの経緯と併せて記載する。

さらに、調査、予測及び評価並びに環境保全措置のそれぞれの記載内容については、下記のとおり技術指針の規定に基づいて行うものとする。

（1）調査

技術指針第五条（調査、予測及び評価の手法）、第六条（参考手法）、第七条（調査の手法）及び第十条（手法選定に当たっての留意事項）に基づき（解説については、方法書マニュアル27～44ページ、52ページを参照）、調査の手法及び結果について記載する。

（2）予測

技術指針第五条（調査、予測及び評価の手法）、第六条（参考手法）、第八条（予測の手法）及び第十条（手法選定に当たっての留意事項）に基づき（解説については、方法書マニュアル27～37ページ、44～49ページ、52ページを参照）、予測の手法及び結果について記載する。

（3）評価

技術指針第五条（調査、予測及び評価の手法）、第九条（評価の手法）及び第十条（手法選定に当たっての留意事項）に基づき（解説については、方法書マニュアル27～31ページ、50～52ページを参照）、評価の手法及び結果について記載する。

なお、評価の記載に当たっては、下記を参考に、事業者が環境配慮について最大限の努力を行っているかどうかを客観的に説明する必要がある。

【参考】

「“ 実行可能なより良い技術 ” の検討による評価手法の手引き - 環境影響評価における評価手法の考え方 」(環境庁、平成 12 年) より、一部加筆・修正

事業者にとって実行可能な範囲とは、事業の目的や効果との関係性、環境保全措置の効果の程度、他の環境影響評価項目への影響の程度や事業者の責任の及ぶ範囲を踏まえながら、総合的に検討されるものである。ある意味で、回避・低減に関する評価とは、この「実行可能」性を事業者の努力によってどこまで広げられるか、それが環境保全上十分であるかどうかを評価するものであるとも言える。

「実行可能な」とは、事業者にとって科学的知見、施工性、経済性等の観点から実行可能であることを指す。そのうち科学的知見の観点から実行可能であることは、すでに実用段階にあるか若しくは施工時点など近い将来実用化される見通しであることを指し、施工性の観点から実行不可能であることは、科学的知見の観点から実行可能であるが、個別事業ごとの特性や地域の特性により技術的に適用が不可能であることを指す。ただし、施工性の観点で実行不可能であっても一般的には実行可能と言える場合もあることから、施工性の観点から実行不可能とする理由については十分な吟味とその改善のための努力も問われる。したがって、施工性の観点から実行不可能と述べることは限定的に行われるべきであり（例えば「用地がない」等は理由とならない。）、客観的な説明がより必要となる。

経済性の観点から実行可能とは、環境保全対策の必要性や地域特性などを鑑み、その技術を適用することが過大な費用負担を必要としないことを指す。ただし、過大であるかどうかは、その対策の必要性によって相対的かつ個別に定まるものであり、事業者の持つ予算や事業の採算性に規定されるものではない。したがって、経済性の観点から実行不可能とする理由についても、事業者としての環境保全への努力が問われることから、環境保全目標の達成や環境影響の重大性を十分に考慮した上で、客観的な説明が必要である。

上記の調査、予測及び評価について、各環境要素に係る詳細は下記のマニュアルを参考とする。

- ・ 宮城県環境影響評価マニュアル（動物・植物・生態系）改訂版（平成 14 年 3 月）
- ・ 宮城県環境影響評価マニュアル（公害質）改訂版（平成 15 年 3 月）
- ・ 宮城県環境影響評価マニュアル（人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野）改訂版（平成 17 年 3 月）

（４）環境保全措置

技術指針第十二条（環境保全措置の検討）から第十四条（検討結果の整理）までに基づき、環境保全措置を検討、検証し、その内容を整理して記載する。

なお、詳細については環境影響評価マニュアル（環境保全措置）改訂版（平成 18 年 3 月）を参照とするが、技術指針第十四条については、下記のとおり改正されているので留意する。

〔技術指針 第十四条 検討結果の整理〕

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理しなければならない。

- 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第十二条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理しなければならない。

【解説】

〔技術指針第十四条第 1 項〕

ここでは、技術指針第十二条第 1 項（環境保全措置の検討）に基づき検討を行ったとき、明らかにする事項を規定している（そのうち第十二条第一号～第五号については、環境影響評価マニュアル（環境保全措置）改訂版（平成 18 年 3 月）を参照のこと）。

第六号については改正により追加された事項で、代償措置における当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠を記載することを規定している。

代償措置は、概念上、環境保全措置の 1 つに分類されるものであるが、その内容の検討に当たっては、他の環境保全措置と比較してより慎重な検討が必要であり、措置の内容の妥当性をより詳細に明らかにすることが重要である。代償措置についてはこれまでも様々な事例が積み重ねられてきているものの、中にはその成果が十分なものとはならなかった事例も多く存在することから、安易な代償措置に傾倒することがないように留意する。代償措置として、移植や動植物の生息・生育地の造成を行う場合には、既存事例、関係する調査・研究結果、造成地・移植先の現在の状況・面積等を可能な限り具体的に示す。

〔技術指針第十四条第 2 項〕

本項は改正により追加された事項で、技術指針第十二条第 1 項（環境保全措置の検討）の規定による検討を段階的に行ったとき、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を記載することを規定している。

環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて措置の妥当性を検証し、その内容や検討経緯が明らかになるように記載する。例えば、鉄道事業や道路事業においてはその路線位置や構造形式等について、土地区画整理事業においては計画区域内の道路、鉄道、公園、住居ゾーン等の配置状況等について、埋立事業においては、その位置、規模及び形状等についての複数案の比較や検討の経緯等も含まれる。

環境保全措置について、その検討経緯が明らかにされることで、事業者として真剣に環境保全措置の検討に取り組んできたことが的確に情報提供されることとなり、事業への理解の促進にもつながることとなる。特に環境保全措置の検討に当たって、より早い段階からより幅広い措置を対象として検討し、様々な検討を重ね、特定の措置に絞り込まれたことを説明することは極めて重要なことであり、時系列に沿って「段階的に」措置の内容が変化していることとその理由や背景が説明されることがより適切な情報提供になる。例えば、具体的には、方法書前段階では A、B、C の 3 種類の環境保全措置が検討されたが、効果の大きさを再精査し「方法書前段階で」A、B の 2 種類の環境保全措置に絞込み、さらに環境保全措置のメンテナンス性の観点を考慮し「準備書前の段階（調査、予測等の実施後）で」最終的に A 環境保全措置に絞り込むこととした、といった説明となる。

なお、準備書に記述した環境保全措置の内容について、知事意見等を勘案して変更等した場合や、新たな事情が生じた際において見直しを行った場合は、それらの経緯と併せて記載する。

第 7 章 事後調査計画

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、事後調査（条例第十三条第六号（条例第三十条第五号））について、対象とする項目、手法、期間等を記載する。

詳細については、宮城県環境影響評価マニュアル（事後調査）改訂版（平成 16 年 3 月）を参照のこと。

第 8 章 環境影響の総合評価

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、対象事業に係る環境影響の総合的な評価（条例第十三条第六号（条例第三十条第五号））について記載する。

総合的な評価の記載に当たっては、他の選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように表に整理してとりまとめ（規則第十四条第 6 項）、その表に基づいて対象事業が環境に与える影響を総合的な見地から判定する。

これにより、項目ごとに結果を取りまとめるだけでは、事業の実施による全体としての環境影響が把握し難いことに対し、総合的な評価を記載することにより、全体としての適切な環境保全措置につなげることができる。また、全体としての環境影響を整理することにより、住民等の理解も進み、より有益な環境情報が得られるという意義もある。

第9章 準備書に対する意見と事業者の見解【評価書の場合のみ】

(1) 準備書に対する住民等意見の概要【第一種事業のみ】

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、住民等の環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要(条例第二十一条第二号)を記載する。また、知事により公聴会が開かれた場合は、公聴会での意見の概要(条例第二十一条第三号)についても記載する。

記載に際しては、提出された住民等からの意見の概要について、選定項目ごとに整理してとりまとめる。その際、内容が類似する意見については同一と見なし、集約する。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

(2) 準備書に対する知事意見

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、知事意見(条例第二十一条第四号(条例第三十三条第二号))を記載する。

記載に際しては、述べられた知事意見の概要について、選定項目ごとに整理する。

なお、意見が述べられなかったときはその旨を記載する。

(3) 準備書に対する住民等意見及び知事意見についての事業者の見解【第二種事業については「準備書に対する知事意見についての事業者の見解」】

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、上記(1)及び(2)の意見に対する事業者の見解(条例第二十一条第五号(条例第三十三条第三号))を記載する。

記載に際しては、第十四条第2項の規定を準用し(規則第三十五条第2項)、それぞれの意見について、意見の概要または意見の項目ごとに事業者の見解を記載する。住民等の意見については、意見の概要に対応する形で見解を記載する。

第10章 準備書の修正内容【評価書の場合のみ】

準備書に対する住民等意見や知事意見等を考慮して、準備書から修正を行い、評価書に記載した事項について、該当するページを示しながら、一覧表等を用いて明確に記載する。

第11章 受託者の氏名及び住所【準備書の場合は第9章】

「2. 準備書・評価書の記載事項」での解説とおり、環境影響評価の一部又は全部を委託した場合の、その者の氏名及び住所(条例第二十一条第七号(条例第三十三条第六号))を記載する。法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。